

自動販売機設置事業者募集要項

千葉県若葉区役所地域振興課が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

1 入札物件

物件 No.	自販機 No.	所在地	貸付 面積	販売品目	最低価格 (税抜月額)	[月間売上本数又は 施設利用者数等]
		設置場所				
1	若区1	千葉県若葉区桜木北 2-1-1	約 1.5 m ²	清涼飲料水	2,000 円 (1,000 円 × 2 台)	月平均約 1,267 本
		若葉区役所 1 階				
	若区2	千葉県若葉区桜木北 2-1-1	約 1.5 m ²			
		若葉区役所 1 階				

※ 貸付面積には、空缶等回収ボックス、転倒防止用板、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。

月間売上本数又は施設利用者数等は参考数値であり、今後における自動販売機の売上本数や利用者数を保証するものではありません。

2 日 程

日程は、次のとおりです。

項 目	日 程
申込受付期間	令和3年1月26日（火）から2月9日（火）まで (閉庁日を除きます)
入札日時及び場所	令和3年2月19日（金） 10時 若葉区役所3階 食堂 (千葉県若葉区桜木北2-1-1)
契約の締結期限	令和3年3月31日（水）

3 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- イ 自動販売機の設置業務について3年以上の実績を有している者であること
- ウ 法人市民税又は個人市民税の未納がないこと
- エ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること
- オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと

4 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

(2) 貸付期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日とし、更新はできないものとします。

(3) 貸付料等

ア 貸付料

千葉市が設定する最低価格以上で、最高の入札価格をもって貸付料（月額）とします。

貸付料は別途発行する納入通知書により年度ごとに指定期日までに納入してください。また、既に納付した貸付料は返還しません。

イ 必要経費等

自動販売機の維持管理に必要とする経費および工事等による移設、撤去並びに再設置に係る経費は設置事業者の負担とします。電気料は、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納入してください。

電気料金 (区役所庁舎全体)	×	$\frac{\text{自動販売機電気使用量}}{\text{区役所庁舎全体電気使用量}}$	=	請求額
-------------------	---	---	---	-----

ウ 延滞金

納入通知書により指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければなりません。

(4) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならないこと

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと

ウ 販売品目は、メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと

エ 次に示す販売品目の条件を満たすこと

自販機No.	販売品目の条件
若区1	清涼飲料水（缶、ペットボトル、紙パックのこと。※紙コップ飲料は不可。）
若区2	清涼飲料水（缶、ペットボトル、紙パックのこと。※紙コップ飲料は不可。）

(5) 自動販売機の仕様等

設置する自動販売機は、次に掲げる条件を満たした仕様としてください。

ア 冷媒及び断熱材発泡剤に、オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）を使用していないこと

イ 環境配慮設計がなされていること

ウ 使用済自動販売機の回収システムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること

- エ 現金以外に複数の電子マネーで支払い可能なマルチマネー対応型自動販売機であること
- オ 若区2については、障害者等の利用にも十分配慮したユニバーサルデザインのものであること
- カ 災害対応型自動販売機であること（大規模災害発生時には、自動販売機の在庫飲料等を設置事業者の負担により無償で提供すること）

(6) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ア 自動販売機の維持管理については、設置事業者が行い、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと
- イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること
- ウ 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止など、安全に十分配慮すること
- エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については設置事業者の責任において速やかに対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること
- オ 自動販売機の使用電気を計測するための子メーターについては、千葉市と協議のうえ、設置事業者の負担にて設置を行うこと
- カ やむを得ない事由により、自動販売機の設置場所の変更を行う場合、千葉市と協議の上、設置事業者の負担により行うこと。

(7) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了する翌日までに原状回復をしてください。

5 入札申込手続

(1) 申込方法

申込受付期間内に、必要な書類を郵送（2月9日必着）又は持参してください。
なお、郵送の場合は、受付済みの申込書の写しを返信しますので、返信用の切手（84円分）を貼付し、宛名を明記した返信用封筒を同封してください。

▽申込受付期間

令和3年1月26日（火）～令和3年2月9日（火）

（ただし、上記期間のうち閉庁日を除く、午前9時～正午・午後1時～午後5時）

※電話、FAX、Eメール等による受付は行いません。

提出先 〒264-8733

千葉市若葉区桜木北2-1-1

千葉市 若葉区役所地域振興課管理班 宛

(2) 必要な書類（各1部）

- ア 入札参加申込書
- イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し ※法人の場合
- ウ 3-③に係る法人市民税又は個人市民税の納税証明書
- エ 3-④に係る許認可等の免許証の写し
※ イウの証明書については、いずれも発行後3か月以内のものを提出してください。

6 入札の手続

(1) 入札方法

- ア 入札は令和3年2月19日(金)午前10時に若葉区役所3階 食堂で行います。
- イ 入札書に記載する入札金額は、「**1か月の貸付料(税抜)の金額**」を記載してください。
※ 契約金額は、これに消費税及び地方消費税相当額を加算した額となります。
- ウ 入札書は当日持参してください。郵送による入札は受け付けません。
- エ 代理人の方が入札される場合は、委任状が必要になりますので、必要事項を記載し、記名押印してください。
- オ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分ご注意ください。

(2) 入札時に持参する書類

- ア 入札参加申込書の写し
- イ 入札書
- ウ 委任状 ※代理人の方が、入札される場合
- エ 誓約書

(3) 入札保証金

入札保証金の納付は免除しますが、落札者が契約を締結しない場合には、落札額の3倍の金額を違約金としていただきます。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない事業者の入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (4) 明らかに連合であると認められる入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2通以上の代理をした者の入札
- (6) 積算内訳書及び誓約書の提出を求めている入札において、その提出がない入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定等

- (1) 落札者は、最低価格以上をもって有効な入札を行った方のうち最高価格の入札を行った方とします。
- (2) 落札者となるべき方が2人以上いるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。
- (3) 入札終了後、契約締結の手続に入ります。
- (4) 二回の入札で落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないときは、地方自治法施行令に基づき、随意契約へ移行することがあります。
- (5) 落札者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は契約締結後に途中で契約を解約したときは、その事実があった日から1年間において、自動販売機設置事業者の募集に関する入札には参加できなくなります。

9 契約保証金

- (1) 本件契約締結と同時に契約保証金として契約総額（落札額に消費税及び地方消費税を加算した額×契約期間月数）の10分の1以上の額を納入してください。
- (2) 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当します。
- (3) 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。
- (4) 借受人（落札者）が本件契約上の義務を履行しないときは、千葉市は本件契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は千葉市に帰属することになります。

10 その他

自動販売機設置事業への入札・契約にあたっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法、千葉市契約規則、千葉市公有財産規則等の法令を遵守してください。

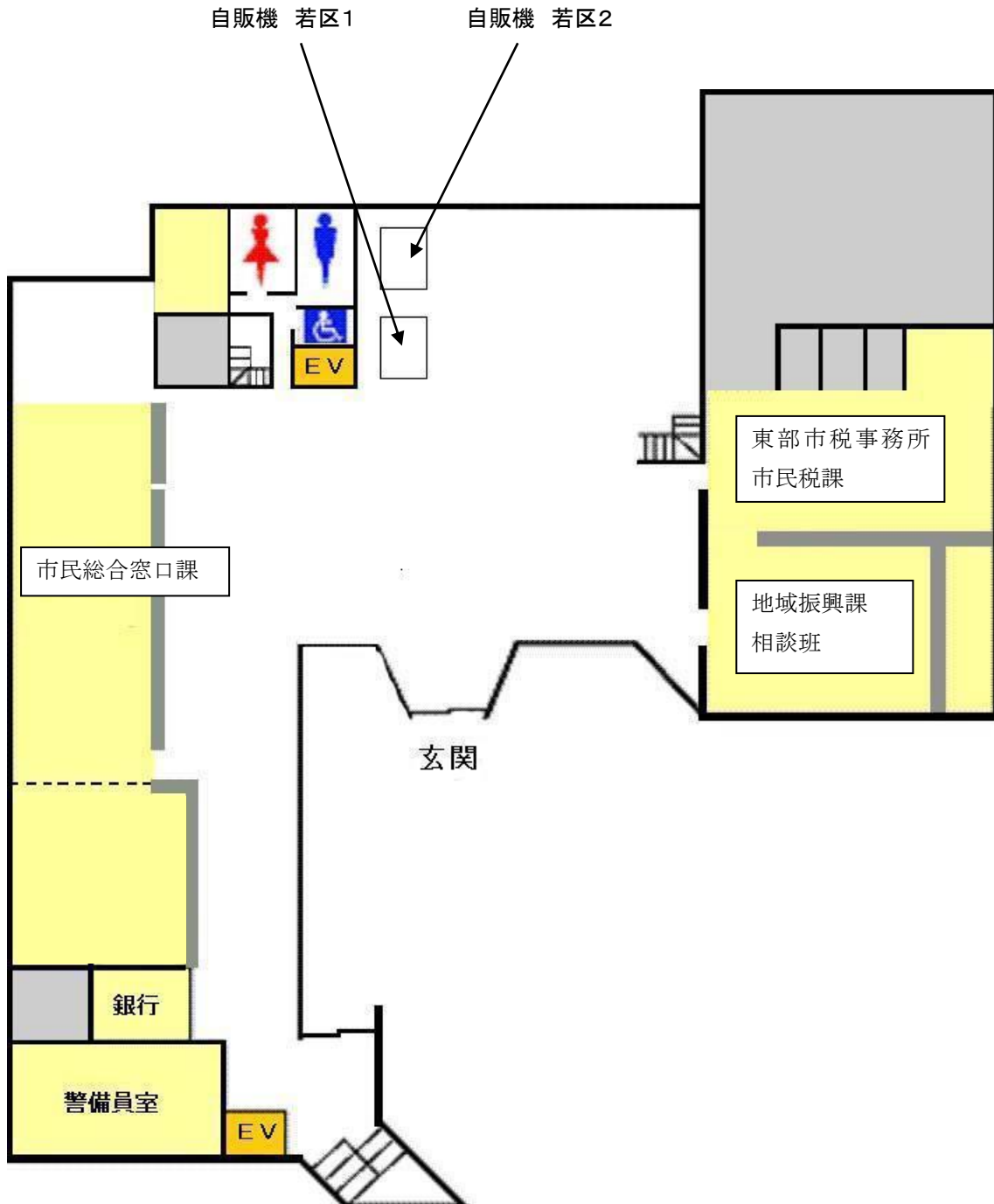
募集に関する問合せ先

千葉市若葉区役所地域振興課管理班

電話 043-233-8120

物件No.	1	所在地	千葉市若葉区桜木北2-1-1
設置場所	若葉区役所 1階		

配置図



※ 組織改正に伴い、課名・レイアウトは変更の可能性があります。自販機の設置場所については変更の予定はありません。